

循環型社会形成推進地域計画

(第2次計画)

平成26年1月

平成26年12月変更

平成27年12月変更

平成28年12月変更

高 崎 市

〈 目 次 〉

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	2
(3) 基本的な方向	2
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	4
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	4
(2) 生活排水処理の現状	5
(3) 一般廃棄物処理等の目標	6
(4) 生活排水処理の目標	7
3. 施策の内容	8
(1) 発生抑制、再使用の推進	8
(2) 処理体制	15
(3) 処理施設の整備	20
(4) 施設整備に関する計画支援事業	21
(5) その他の施策	22
4. 計画のフォローアップと事後評価	23
(1) 計画のフォローアップ	23
(2) 事後評価及び計画の見直し	23

【添付書類】

様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1

様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2

様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

参考資料様式 1 施設概要（リサイクル施設系）

参考資料様式 2 施設概要（熱回収施設系）

参考資料様式 5 施設概要（浄化槽系）

参考資料様式 6 計画支援概要

(2) 計画期間

本計画は平成 26 年度から平成 32 年度までの 7 年間の計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

① 一般廃棄物等の処理

高崎市（以下、「本市」という）は、平成 18 年 1 月 23 日に群馬郡倉渕村・箕郷町・群馬町、多野郡新町と、同年 10 月 1 日に群馬郡榛名町と、平成 21 年 6 月 1 日に多野郡吉井町と合併し、その後、平成 23 年 4 月 1 日に中核市に移行して現在に至る。

合併前の廃棄物処理事業は、高崎市、倉渕村、箕郷町、群馬町、榛名町から構成される高崎市ほか 4 町村衛生施設組合が行い、それぞれの市町村の制度や計画に則った清掃事業に取り組んできた。新町及び吉井町との合併によって、より広域な行政区域となったことから、制度等の統一を図ったうえで、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の 3R を基本とした安心・安全で適正なごみ処理に取り組み、環境負荷を抑えた処理施設を確保することが必要である。

また、県内最大規模の人口を有し、関東地方と信越地方の中間に位置することから高い交通拠点性と商業集積性を有する本市は、市民・事業者・行政が一体となって、環境負荷を抑えるためにごみの減量化及び資源化を推進しなければならない。

このため、「高崎市一般廃棄物処理基本計画」（平成 24 年 10 月）を基本としつつ最新のごみ処理の実態を鑑みて、ごみの減量化の推進を最重要課題と捉え、さらに、資源化施策を実施することで、環境への負荷を可能な限り軽減する循環型社会の構築を目指すことを基本方針とする。

② 生活排水の処理

本市は利根川水系上流部に位置しており、首都圏の水源である利根川流域の水質を保全することが非常に重要な責務となっていることから、生活排水による水質汚濁を防止し環境負荷の低減を図る必要がある。

このため、「高崎市一般廃棄物処理基本計画」（平成 24 年 10 月）の生活排水処理基本計画に定めている基本方針に準じ、公共下水道の計画的な整備、浄化槽の普及促進と適正な維持管理の啓発活動を引き続き実施し、良好な水環境の保全を目指していくものとする。

③ 今後のごみ処理施設整備

本市は、市内 6 ヶ所に、2 つの可燃ごみ処理施設、2 つの不燃・粗大ごみ処理施設、1 つのリサイクルセンター、2 つの最終処分場、1 つのし尿処理施設、1 つの自己搬入による受入れ及び一時積替保管施設を有する。これらの施設のうち、本市の一般廃棄物処理の大半を担う可燃ごみ処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターを有する高浜クリーンセンターの老朽化が進んでいることから、高浜クリーンセンターの建替えが急務となっている。

平成 25 年 5 月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」では、「焼却せざるを得ないごみについては、焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保する」ことが重点目標とされている。このため、高浜クリーンセンターの建替えに当たっては、ごみの適正処理や資源化を促進するだけでなく、高効率ごみ発電を行い、東日本大災害後に重要性が再認識されている創エネルギーを推進する施設を整備することを目指す。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 24 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図 2-1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め 145,861 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 19,681 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は約 13.5%となっている。

中間処理による減量化量は 104,470 トンであり、集団回収を除いた排出量の 76.4%が減量化されている。また、集団回収を除いた排出量の約 15.9%にあたる 21,710 トンが埋め立てられている。なお、中間処理量のうち、焼却量は、126,102 トンである。

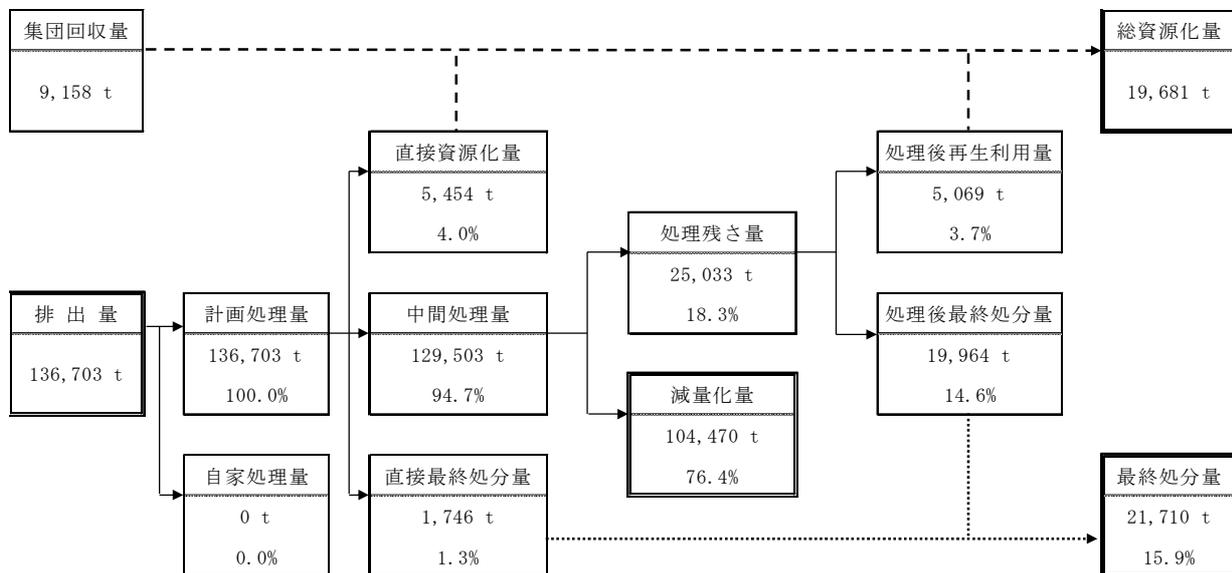


図 2-1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 24 年度）

(2) 生活排水処理の現状

平成 24 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は、図 2-2 のとおりである。

生活排水処理の対象人口は、全体で 374,655 人であり、処理人口は 291,861 人、汚水衛生処理率は 77.9%となっている。

浄化槽汚泥発生量は 51,686k1/年、し尿発生量は 4,808k1/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は、56,494k1/年となっている。

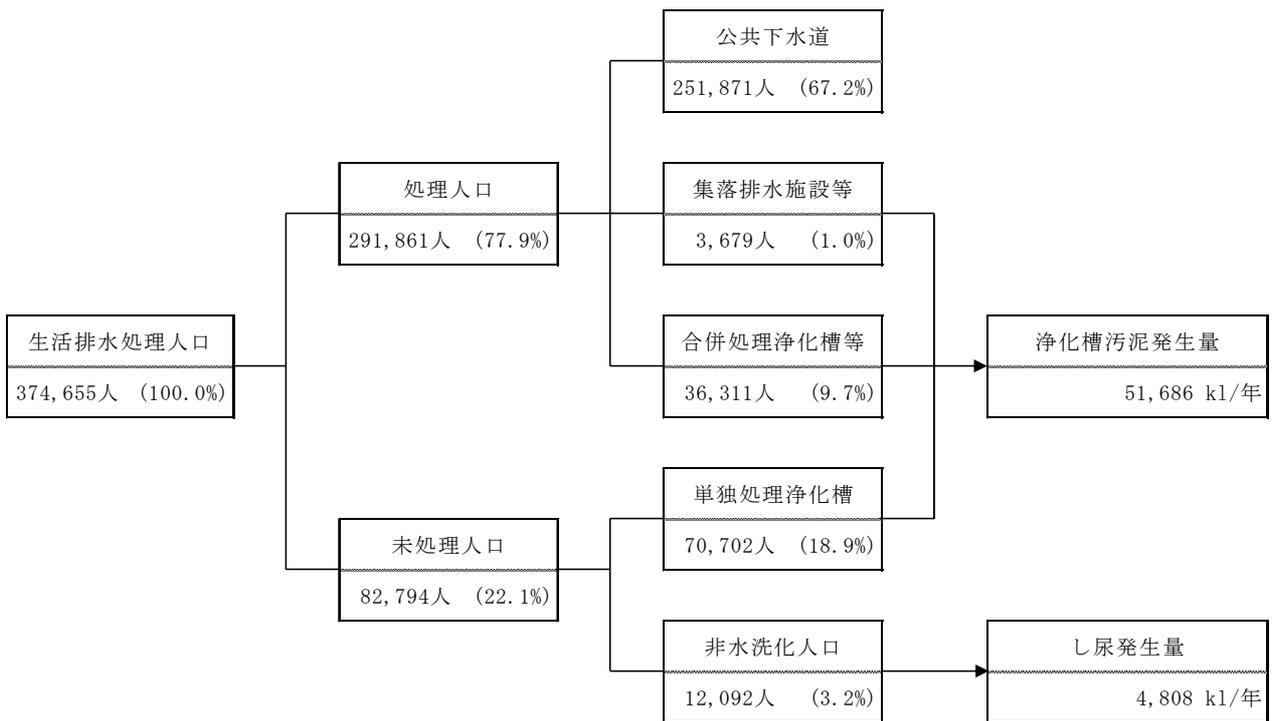


図 2-2 生活排水処理の処理状況フロー（平成 24 年度）

(3) 一般廃棄物処理等の目標

本計画の計画期間中においては、ごみの減量化を含む循環型社会の実現を目指し、「高崎市一般廃棄物処理基本計画」（平成 24 年 10 月）及び平成 25 年 5 月に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」における循環型社会の形成に向けた取組みの進展度を測る指標を踏まえて、減量化・再生利用に関する目標量を表 2-1 に示すとおり定め、平成 33 年度の一般廃棄物の排出、処理状況については、図 2-3 のとおりとする。なお、平成 33 年度は、平成 24 年度と比較し、集団回収量を含む総排出量 139,089 トン（4.6%減）、総資源化量 26,472 トン（6,791 トン増）、リサイクル率 19.0%（5.5 ポイント増）を目指す。

表 2-1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状（割合※1） （平成24年度）	目標（割合※1） （平成33年度）
排 出 量	事業系 総排出量	37,446 トン	36,580 トン (-2.3%)
	1事業所当たりの排出量※2	2.26 トン/事業所	2.20 トン/事業所 (-2.7%)
	家庭系 総排出量	99,257 トン	90,563 トン (-8.8%)
	1人当たりの排出量※3	264.9 k g /人	244.7 k g /人 (-7.6%)
合 計	事業系家庭系排出量合計	136,703 トン	127,143 トン (-7.0%)
再生利用量	直接資源化量	5,454 トン (4.0%)	6,844 トン (5.4%)
	総資源化量	19,681 トン (14.4%)	26,472 トン (20.8%)
熱 回 収 量	熱回収量（年間の発電電力量）	95,910 MWh	発電効率20%以上
減 量 化 量	中間処理による減量化量	104,470 トン (76.4%)	93,609 トン (73.6%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	21,710 トン (15.9%)	19,008 トン (15.0%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)
事業所数：16,598事業所 (H24=H33)

※3 (1人当たりの排出量) = { (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)
計画収集人口：H24；374,655人、H33：370,147人

※4 熱回収量は、高浜クリーンセンターの蒸気を利用している高浜発電所全体の発電電力量（参考値）。

《指標の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）[単位：トン]

再 生 利 用 量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：トン]

熱 回 収 量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残さ量の差[単位：トン]

最 終 処 分 量：埋立処分された量[単位：トン]

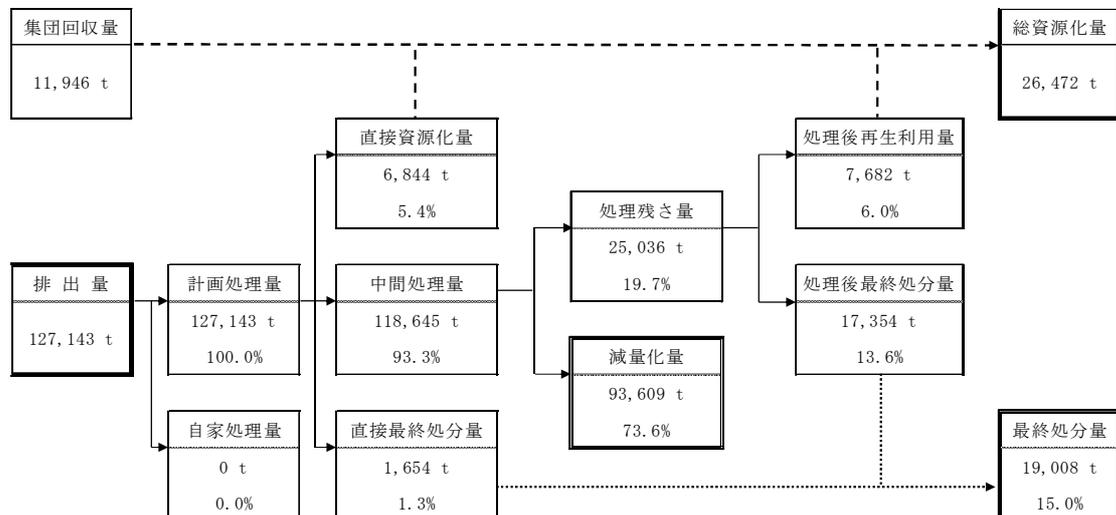


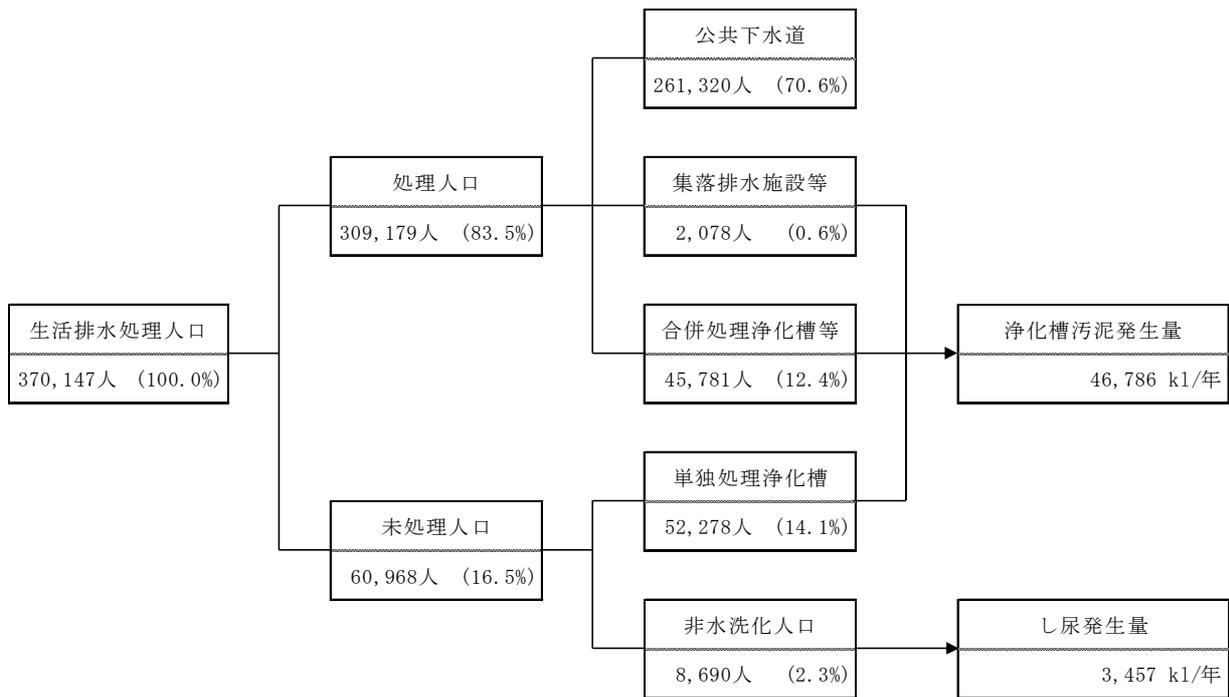
図 2-3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成 33 年度）

(4) 生活排水処理の目標

本計画の計画期間中においては、生活排水等の汚水衛生処理を含め循環型社会の実現を目指して、生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等に関する目標量を表 2-2 に示すとおり定める。平成 33 年度の生活排水の処理人口、処理量については図 2-4 のとおり、処理人口 309,179 人、汚水衛生処理率 83.5%を目指し、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表 2-2 生活排水処理に関する現状と目標

区 分		平成24年度実績	平成33年度目標
処理形態別人口	公共下水道人口	251,871 人 (67.2%)	261,320 人 (70.6%)
	農業集落排水施設等人口	3,679 人 (1.0%)	2,078 人 (0.6%)
	合併処理浄化槽等人口	36,311 人 (9.7%)	45,781 人 (12.4%)
	未処理人口	82,794 人 (22.1%)	60,968 人 (16.5%)
	合 計	374,655 人 (100.0%)	370,147 人 (100.0%)
し尿・汚泥の量	くみ取りし尿量	4,808 キロリットル	3,457 キロリットル
	浄化槽汚泥量	51,686 キロリットル	46,786 キロリットル
	合 計	56,494 キロリットル	50,243 キロリットル



注) 端数処理の関係で割合の合計が合わない場合がある

図 2-4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー (平成 33 年度)

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

① 環境教育、普及啓発、助成

ア 環境教育の推進

1) 環境教育教材の普及

高崎市の実態に即した環境教育を推進するため、小学生を対象とした本市内の環境問題に関する最新の写真や資料を掲載した副読本「地球とともに」（1～3年生用、4～6年生用）を編集・作成し、1年生と4年生全員に配布して「総合的学習の時間」等を通じて環境学習に活用する。副読本は低学年（1、2年生）の「生活科」、中学年以上（3～6年生）の各教科で環境に関する学習に活用される。

平成24年度は編集委員会を2回開催し、平成25年度用に1～3年生用3,650部、4～6年生用3,700部の副読本を作成した。

2) ごみ処理施設の見学会

ごみ問題に関する認識を市民の身近な問題として捉えてもらえるように、学校・市民団体等を対象に見学会を実施する。

（平成24年度実績）

施設	学校		市民団体等	
	校数	人数	団体数	人数
高浜クリーンセンター	50校	3,341人	19団体	398人
吉井クリーンセンター	7校	245人	0団体	0人
エコパーク 榛名	4校	107人	11団体	197人
合計	61校	3,693人	30団体	595人

イ 普及啓発活動の実施

1) イベント活動

市民一人ひとりが、日常生活の中で生活環境や地球環境に対して関心と理解を深め、環境に優しい生活の実践を促すことにより、環境意識の高揚を図ることを目的として、毎年6月5日の「環境の日」を中心とする6月の「環境月間」に、環境に関するイベントである環境フェアを開催する。

（平成24年度実績）テーマ：「環境フェア2012 ～みんなで考えよう 私たちの未来～」

開催日	概要
5/27	「市民一斉環境デー」高崎市大清掃～足元からの実践～として、高崎地域の各町内住民の協力のもと、高崎地域一斉ごみ拾いを実施
6/3	市民団体、事業者の協力により、リサイクルバザーとクリーンアップキャンペーンを実施
6/7	有価物集団回収優良団体の表彰並びに「今こそ知っておきたい放射線の知識」という演題で群馬工業高等専門学校物質工学科准教授・平靖之氏の講演会を実施
6/2、10	廃タイヤ・廃バッテリーの有料回収を群馬地域、高崎地域に1箇所ずつ、計2箇所で実施
6/9、10	粗大ごみのリユース品の公開を実施

2) 出版物発刊（ごみかわら版）

毎年3月1日に、ごみの収集日や排出方法を掲載した「ごみかわら版」を全戸配布し、市民への周知を図る。なお、在住外国人に対して、高崎市国際交流協会ニュースレター（英語、中国語、ポルトガル語）に定期的に「ごみかわら版」から必要な情報を掲載し、同協会ホームページに公開するほか、希望者に高崎市国際交流協会、群馬県国際交流協会等で配布する。

3) 環境パトロールの実施

市民のごみ排出マナーの向上を図るため、環境保健協議会の協力により、地域の環境保健委員、役員と本市の職員で環境パトロールを実施し、ごみ集積所へのごみ排出状況の確認及び排出指導を行う。

（平成24年度実績）

	概 要
実施日	19日間（6/8～10/19の期間中）
参加者	市民：552人 市職員：106人
実施地区	30地区

4) 出前講座

市民団体等が自主活動する環境学習会などに参加し、本市の行っているさまざまな仕事や専門的知識について市役所職員などが講師となり、環境問題やごみを取り巻く社会情勢、ごみ対策に対する市民の理解を深め、ごみの減量化や資源化等の環境意識の高揚を図る。

（平成24年度実績）

実施回数	6回
受講者数	553人

5) ごみ処理事業関係協力団体の活用

環境・衛生・保健などの問題について、市民と行政との事務の円滑化及び保健・衛生・生活環境向上のための活動を行う環境保健委員、ごみの出し方の指導、ごみ集積所の清掃保持、資源物集団回収活動などの推進を図っている環境美化協力員及び地域に密着したごみの減量化、再生利用を促進していくためのボランティアリーダーとして、排出者への指導啓発などの協力活動を行う廃棄物減量等推進員を各町内にそれぞれ1名ずつ委嘱し、ごみの減量化施策等の実施に広く市民の協力を求める。

新任された役員を対象に、環境保健委員に対し、新任環境保健委員事務連絡会議を開催し、環境美化協力員及び廃棄物減量等推進員に対し、研修会として、本市内のごみ処理施設等の見学会を開催し、本市の環境施策への理解向上を図る。

(平成 24 年度実績)

開催日	役員	内容	参加人数
5/14	環境保健委員	事務連絡会議開催	140 人
11/13、15、16	環境美化協力員 廃棄物減量等推進員	研修会開催： 高浜クリーンセンター エコパーク榛名 リユースセンター	62 人

6) 廃タイヤ・廃バッテリー等の有料回収

平成 16 年度から、一般家庭から排出される廃タイヤ・廃バッテリー等を環境保健協議会と連携して有料回収しており、今後も継続して実施することにより、不法投棄防止と適切な排出方法の普及啓発を行う。

(平成 24 年度実績)

地域	高崎	群馬	新町	榛名	吉井	合計
開催回数	2 回	1 回	1 回	1 回	1 回	6 回
タイヤ	341 本	390 本	62 本	250 本	344 本	1,387 本
ホイール	162 本	175 本	56 本	135 本	143 本	671 本
バッテリー	23 個	21 個	5 個	17 個	17 個	83 個
消火器	48 本	45 本	8 本	21 本	42 本	164 本

7) 給食牛乳パックリサイクル

平成 10 年 4 月から高崎地域 53 校園（全小・中学校及び公立幼稚園）で牛乳パックリサイクル事業が始まり、市町村合併により全市で実施しており、今後も継続して実施することにより、ごみの減量化及び資源化を推進する。

（平成 24 年度実績）

地域	実 績
高崎地域	小中学校 48 校、特別支援学校 1 校、公立幼稚園 4 園
倉渕地域	小中学校 2 校、幼稚園 1 園
箕郷地域	小中学校 4 校
群馬地域	小中学校 8 校
新町地域	小中学校 3 校
榛名地域	小中学校 8 校
吉井地域	小中学校 10 校、幼稚園 3 園

8) 医療系一般廃棄物（在宅医療用感染性廃棄物）の処理

在宅医療の普及に伴い、一般家庭から排出される在宅医療廃棄物が増加しているため、平成 21 年 10 月から使用済み注射針専用保管容器を作成して回収しており、今後も継続して実施することにより、適切な排出方法の普及啓発を行う。

（平成 21～24 年度実績）

年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
保管容器処理本数	2,343 本	9,005 本	9,899 本	10,977 本

ウ 助成事業

1) 生ごみ堆肥化容器等購入費助成事業

家庭における生ごみ等の堆肥化を促進させ、ごみの減量化を図ることを目的に、生ごみ処理機器（コンポスト容器、EM ぼかし容器、電動式）を購入した市民に対して購入費の一部（購入費（税抜）の 1/2、ただし、上限有り）を補助する。

生ごみの堆肥化はごみの減量化に効果的であるため、生ごみ処理機器の普及活動を行い、広く市民の協力を求める。また、他自治体の動向を注視し、補助金額の変更についての検討も行う。

（平成 24 年度実績）申請基数：247 基、補助金総額：1,159,400 円

	コンポスト		EM ぼかし		電動式		合計	
	申請基数 (基)	補助金総額 (円)	申請基数 (基)	補助金総額 (円)	申請基数 (基)	補助金総額 (円)	申請基数 (基)	補助金総額 (円)
20 年度	190	517,100	199	360,400	97	1,820,200	486	2,697,700
21 年度	195	532,100	177	332,700	73	1,334,300	445	2,199,100
	204	550,100	178	333,600	76	1,394,300	458	2,278,000
22 年度	158	434,500	155	288,400	49	931,760	362	1,654,660
23 年度	184	514,400	137	249,000	50	962,300	371	1,725,700
24 年度	116	313,700	96	157,800	35	687,900	247	1,159,400

※平成 21 年度：上段 吉井地域を除いた市域
下段 現市域（吉井地域を含む）

2) 有価物集団回収事業への助成

再生利用可能なごみ（有価物）を回収し、その再利用とごみの減量化及び資源の有効回収を目的として、有価物集団回収を実施した団体（市長の承認を受けた町内会及び市民で構成された非営利団体）に奨励金を支給する。

回収する有価物は、本市内の家庭から出された古紙類、金属・非鉄金属類、生きびん等とし、総量（生きびんは本数に0.8を乗じて重量に換算）に対して1kgにつき8円を乗じた額とする。

なお、平成25年11月から有価物集団回収での古着・古布類の回収を開始し、市民の分別意識の向上を促進し、さらなるごみの減量化の推進を図る。

（平成24年度実績）参加団体数：522団体、回収量：9,158,115kg

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
実施団体数		475	506 (※471)	501	522	522	
実施回数		2,249	2,340 (※2,285)	2,250	2,616	2,582	
回収品目 (kg)	びん類	147,398	133,740 (※130,081)	126,132	120,140	110,803	
	金属・スチール	6,573	6,918 (※6,636)	16,566	25,397	25,841	
	アルミ	124,416	132,972 (※127,715)	137,987	148,515	151,246	
	古紙類	古新聞	6,893,898	6,529,274 (※6,329,155)	6,495,078	6,184,423	6,095,220
		雑がみ (+シュレッダー)	—	2,117 (*2,117)	5,025	3,400	2,597
		古雑誌	1,586,792	1,522,706 (※1,495,937)	1,554,856	1,651,224	1,543,215
		ダンボール	1,134,366	1,157,273 (※1,118,118)	1,176,540	1,231,572	1,191,143
		牛乳パック	33,676	35,880 (※34,338)	40,464	39,599	37,693
	繊維類	379	1,119 (※1,039)	737	616	271	
	その他	0	0	0	0	86	
回収量(kg)		9,927,498	9,522,101 (※9,245,136)	9,553,385	9,404,886	9,158,115	
奨励金額(円)		79,410,600	76,166,708 (※73,951,160)	76,417,170	75,227,770	73,253,380	

※21年度の(※)内は、吉井地域を除いた実績。

エ 事業者に対するごみの減量化指導等

1) 事業系ごみの適正処理啓発

事業系ごみの適正処理啓発リーフレットを、高崎市一般廃棄物対策課ホームページで公開するほか、高崎市役所で随時配布する。また、高崎市保健所で食品営業許可、理・美容所、クリーニング所等の開設許可を受ける事業者には配布し、事業者の責務により適正に処理するよう注意喚起を促す。

2) 多量排出事業者への指導

「高崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、多量排出事業者（10kg/日または1m³/日以上）に対して、一般廃棄物減量計画書の提出を求め、特に排出量が多い事業者には、ごみの保管場所等を確認のうえ、ごみの減量化及び適正処理についての指導を行う。

3) ごみ処理施設での搬入検査

処理施設に可燃物として搬入されるごみには、分別処理ルートが確保された資源物の混入が相当数見込まれる。このことから、高崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条の3第2項に基づき、ごみを搬入するものに対して搬入検査を随時実施する。当該検査の結果、ごみの適正処理を行ううえで必要があると認められた場合は、排出者及び搬入者に対して指導・注意等の措置をとるほか、改善が見られない場合は同条の3第1項に基づき、ごみの受入れを拒否する。

許可業者に対しても事業系ごみの搬入検査を随時実施することにより、ごみの適正処理を確保するとともに、排出業者に正しい分別を促す。

オ 再生使用の促進

1) リサイクルバザー

環境基本法に定められている6月5日の「環境の日」にちなみ、「環境フェア」の一環としてリサイクルバザーを実施し、家庭で不要になったものを有効利用することでごみの減量化意識を促進する。さらには市民一人ひとりが日常生活の中で生活環境や地球環境に対して関心と理解を深めることにより、環境に優しい生活の実践を促すことを目的とする。

2) リユースセンター事業

戸別収集した粗大ごみの中から、再使用可能なものをリユースセンターに展示し、希望者に公開抽選により無料提供を行い、再利用を促進させると同時にごみの減量化を図る。

(平成24年度実績)

回数	第22回	第23回
公開期間	6/9・10	11/17・18
展示数	85点	80点
再利用希望数	67点	66点
来場者数	494人	587人
投票者数	360人	336人

カ 学校給食残さ堆肥化

小・中学校及び公立幼稚園並びに公立保育所から発生する給食残さは、引き続き民間業者委託による堆肥化を実施し、学校等の花壇や畑で利用することにより、ごみの減量化及び有効利用について環境教育を推進する。

堆肥は、週2回、各学校給食残さ等が回収されて、1次発酵、2次発酵を行うことで製品化された後、各学校に戻され、環境教育の一環として、花壇や畑で利用する。

(平成24年度実績) 実施数：75校園及び1給食センター

学校給食残さ等の回収量：約302t

地域	実績
高崎地域	小中学校48校、特別支援学校1校、公立幼稚園4園、保育園11園
倉渕地域	保育園1園
箕郷地域	保育園4園
群馬地域	保育園4園
新町地域	小中学校1校、給食センター1箇所
吉井地域	保育園1園

キ 腐食用油の回収事業

市内6ヶ所の公民館で高崎市暮らしの会と高崎市シルバー人材センターが連携し、家庭から排出される天ぷら油等の廃食用油の回収事業を行っており、回収した廃食用油は軽油の代替燃料（BDF）として再利用される。

ク 生活排水対策

1) 浄化槽設置補助制度活用による整備促進

下水道事業計画区域外及び農業集落排水処理施設の供用開始区域外においては、浄化槽設置補助制度を活用し、整備を促進する。

2) 合併処理浄化槽への転換推進

単独処理浄化槽や汲み取り便所を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、浄化槽設置補助制度により合併処理浄化槽への転換に対する上乘せ補助を実施し、転換を促進する。

3) 住民に対する広報・啓発活動

公共水域の保全を図るため、公共下水道や浄化槽の利用促進及び浄化槽の適正な維持管理について、広報・チラシ、ホームページ等で継続的かつ効果的な情報提供に努める。

(2) 処理体制

ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

家庭系ごみは、ごみ排出者の責任と自覚を促し、排出マナーの向上、分別の徹底を図ることを目的として、燃やせるごみ、燃やせないごみの集積所排出に指定袋制（規格指定）を導入し、表 3-1 の分別区分にしたがい、収集または自己搬入によって、処理を行っており、今後 6 種 18 品目の分別に向けた検討を進める。また、ごみ処理手数料については、自己搬入時の一定数量以上の場合と粗大ごみの戸別収集について有料とする。

現在、既存の可燃ごみ処理施設の老朽化やごみの資源化の促進等に対して、よりいっそうの環境負荷の軽減を図るため、ごみの減量化及び資源化の推進が喫緊の課題となっている。

新たな施策として、平成 25 年 11 月より有価物集団回収での古着・古布類の回収を開始しており、平成 26 年 4 月より小型家電の回収とスプレー缶の分別収集を実施する。また、高浜クリーンセンターの建替え時期を鑑みながら廃プラスチック類の回収を検討しており、さらなるごみの減量化及び資源化の推進を図る。

1) ごみ処理有料化

ごみの発生抑制、減量効果、負担の公平性、市民の意識改革、財政負担の軽減等が図れる施策として挙げられるごみ処理有料化については、今後、周辺自治体の動向を注視する。

2) 廃プラスチック等リサイクル事業

廃プラスチック類は、ごみの組成から燃やせるごみの約 31% を占めているため、市民への周知及び分別排出を強化することにより、ごみの減量化及び資源化への効果が期待できる。現在、一部地域で白色トレイの分別回収を行っており、今後、地域拡大や分別品目拡大についての検討を行う。高浜クリーンセンターの建替えを鑑みつつ事業を実施し、分別品目の増加による保管場所を確保したうえで、市民に対する分別排出についての周知徹底を図る。

3) 廃家電リサイクルに関する普及啓発

特定家電用機器再商品化法により、テレビ、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫並びに洗濯機及び衣類乾燥機はリサイクルが義務付けられており、また、資源有効利用促進法により、パソコン及びディスプレイの処分については、製造業者自らの再利用・再資源化が義務付けられている。このため、購入販売店または指定取引所への持ち込みによる処分や各製造業者の受付窓口を紹介する等の処分方法を掲載した「ごみかわら版」の配布等による周知や市民からの問い合わせに対する明解な対応を行うことにより、指定廃家電リサイクルの普及啓発を図る。

また、一般家庭で使用済みとなった小型家電に含まれている金、銀などの貴金属や、レアメタルなどの有用金属の有効活用を促進することを目的として、小型家電の試験回収を経て、平成 26 年 4 月から小型家電の回収を実施する。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみは、許可業者による収集・運搬または自己搬入による高浜クリーンセンター及び吉井クリーンセンターでの処理を行っている。排出されるごみの組成については、紙類、ビニール類、生ごみの順に多く、特に、燃やせるごみに含まれている紙類のリサイクル率が低いため、さらなる分別を推進する。このことから、高崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条の3第2項に基づき、ごみを搬入するものに対して搬入検査を随時実施する。当該検査の結果、ごみの適正な処理を行ううえで必要があると認められる場合は、排出者及び搬入者に対して指導・注意等の措置をとるほか、改善が見られない場合は同条の3第1項に基づき、ごみの受入れを拒否する。

ウ ごみ処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、一般廃棄物処理施設では産業廃棄物を処理しておらず、今後も一般廃棄物処理施設での産業廃棄物の処理は基本的に行わないものとする。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水処理は、引き続き公共下水道の計画的な整備と接続の推進を行うとともに、下水道事業計画区域外では、浄化槽設置補助制度の活用により合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽や汲み取り便所からの転換を促進する。

また、し尿及び浄化槽汚泥については、引き続きし尿処理施設において処理し、生じた汚泥を脱水・焼却処理後、エコパーク榛名で埋立処分する。

オ 処理施設の現状と今後

1) ごみ処理施設

ごみ処理施設は、高浜クリーンセンター及び吉井クリーンセンターの2ヶ所に設置されている。

高浜クリーンセンターは本市のごみ処理の大半を担っており、可燃ごみ処理施設は、平成13～14年度にダイオキシン類発生防止対策として大規模改修工事を実施したが、供用開始から25年が経過し老朽化が進んでいる。また、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターにおいても同様に老朽化が進み、施設修繕費の増加や修繕期間の長期化が課題となり、今後のごみ処理における影響が懸念されている。

このため、いずれの施設においても、分別品目の拡大や社会情勢の変化に対応可能な規模及び能力を備えた施設の整備が求められている。

一方、吉井クリーンセンターは、合併により本市の廃棄物処理施設となったが、これまで同様、吉井地域の燃やせるごみの焼却及び燃やせないごみ・粗大ごみの破碎・選別等の中間処理並びに資源物の受入・搬出を行い、当面の間、稼働を継続する。

現在稼働している2工場の可燃ごみ処理施設の規模は、高浜クリーンセンターが450t/日、吉井クリーンセンターが30t/日であり、処理量の大きな高浜クリーンセンターの建替えが喫緊の課題であることから、市内のごみ処理の広域化の検討を踏まえたうえで高浜クリーンセンター隣接敷地内において高効率ごみ発電施設への建替えを行い、平成34年度の供用開始を目指す。なお、高浜クリーンセンターは、高効率ごみ発電施設建設後に解体を行う。

平成14年12月から焼却処理業務を休止していた新町清掃センターは、解体後、自己搬入による受入れ及び一時積替保管施設の整備を行い、新町クリーンステーションとして平成25年4月に稼働を開始している。

2) 最終処分場

最終処分場は、エコパーク榛名と一般廃棄物最終処分場の2ヶ所に設置している。

エコパーク榛名は、高浜クリーンセンター及び城南クリーンセンター（し尿処理施設）からの焼却残さ、不燃残さ及び資源物残さを埋め立てている。建設の当初計画から第1期、第2期に工期を分割した施設整備であり、平成23年度末に第1期施設の埋め立てが終了し、平成23年度末に第2期施設（残余容量：平成24年度末で約230,000m³）整備を完了し平成24年4月から供用を開始している。

また、一般廃棄物最終処分場（残余容量：平成24年度末で約48,500m³）は、自己搬入により一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ及び粗大ごみ以外の焼却及び破碎不適物の埋立地として、石、ブロック、タイル等を受入対象とし、エコパーク榛名と受入対象物を区分している。

なお、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合所管の緑埜クリーンセンターに吉井クリーンセンターからの焼却残さ、不燃残さの埋立処理を委託しており、当面の間、委託を継続する。

3) し尿処理施設

し尿処理施設は、城南クリーンセンターが設置されており、全市のうち、吉井地域を除く地域から運搬されるし尿及び浄化槽汚泥を適正処理後、河川へ放流する。

また、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合所管の岡之郷クリーンセンターに吉井地域から運搬されるし尿及び浄化槽汚泥の適正処理を委託しており、当面の間、委託を継続する。

なお、し尿及び浄化槽汚泥については、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及に伴い、処理施設の負荷が変動しており、適正な維持管理により、適正処理を行うものとする。

カ 今後の処理体制の要点

現在、ごみ等は高浜クリーンセンター及び吉井クリーンセンターにて焼却処理を行っており、当面の間、これらの処理体制を維持する。高浜クリーンセンターの建替えに当たっては高効率ごみ発電施設を整備し、処理残さはエコパーク榛名で埋立処分する。また、県内のごみ処理の広域化については、実情を鑑みつつ群馬県やブロックを構成する関係市と調整を図る。

し尿、浄化槽汚泥については城南クリーンセンターの高負荷脱窒素処理施設及び高度処理施設により処理を行い、発生する焼却灰及び沈砂は、エコパーク榛名で埋立処分する。

・一般廃棄物等の処理について

- ◇ 燃やせるごみは、新設の高効率ごみ発電施設にて焼却処理を行い、積極的に発電等の熱回収や余熱を有効利用した温水を使用することでさらなる熱利用を推進する。
- ◇ 燃やせないごみ及び粗大ごみ、資源物は、新設のマテリアルリサイクル推進施設にて破碎・選別し、有価物を回収することでリサイクルの促進を図る。
- ◇ 資源物は、新設のマテリアルリサイクル推進施設にて資源化を促進するが、一部の資源物は、分別収集後、直接再資源化業者に引き渡し、資源化を図る。
- ◇ 焼却残さ、不燃残さは、エコパーク榛名で埋立処分する。
- ◇ 自己搬入による受入れ及び一時積替保管施設を活用し、効率的な収集運搬システムの構築を図る。

・生活排水の処理について

- ◇ 生活排水の処理は、公共下水道の計画的な施設整備の促進及び接続の推進に努める。また、合併処理浄化槽の普及促進により、未処理で放流される生活雑排水の抑制を図る。

表 3-1 家庭系一般廃棄物の分別区分と処理方法の現状と今後

現状（平成24年度）						
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (トン)		
		一次処理	二次処理			
燃やせるごみ	焼却	高浜クリーンセンター (可燃ごみ処理施設) 吉井クリーンセンター (可燃ごみ施設)	一般廃棄物最終処分場 (最終処分場)	118,441		
燃やせないごみ (粗大ごみ含む)	破碎・選別	高浜クリーンセンター (不燃・粗大ごみ処理施設) 吉井クリーンセンター (不燃・粗大ごみ処理施設)	エコパーク榎名 (最終処分場)	7,622		
資源物	飲料缶	スチール	高浜クリーンセンター (リサイクルセンター)	183		
		アルミ		270		
	びん類	生きびん		220		
		白びん		815		
		茶びん		771		
		その他びん		396		
		ペットボトル		679		
	古紙	新聞紙		委託	委託	2,506
		雑誌				1,435
		ダンボール				1,461
		飲料用紙パック				48
	白色トレイ	※吉井地域を除くライターは 高浜クリーンセンターへ ※吉井地域の乾電池は高浜ク リーンセンターへ		委託	委託	1
	乾電池・ライター					82
	蛍光灯					26
直接埋立物	埋立	一般廃棄物最終処分場（最終処分場）		1,746		

今後（平成33年度）						
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (トン)		
		一次処理	二次処理			
燃やせるごみ	焼却	高浜クリーンセンター (可燃ごみ処理施設) 吉井クリーンセンター (可燃ごみ施設)	一般廃棄物最終処分場 (最終処分場)	105,793		
燃やせないごみ※ (粗大ごみ含む)	破碎・選別	高浜クリーンセンター (不燃・粗大ごみ処理施設) 吉井クリーンセンター (不燃・粗大ごみ処理施設)	エコパーク榎名 (最終処分場)	6,776		
資源物	飲料缶	スチール	高浜クリーンセンター (リサイクルセンター)	175		
		アルミ		260		
	びん類	生きびん		206		
		白びん		776		
		茶びん		736		
		その他びん		371		
		ペットボトル		638		
	小型家電※				482	
	古紙	新聞紙		委託	委託	3,401
		雑誌				2,514
		ダンボール				2,951
		飲料用紙パック				306
	白色トレイ	※吉井地域を除くライターは 高浜クリーンセンターへ ※吉井地域の乾電池は高浜ク リーンセンターへ		委託	委託	1
	乾電池・ライター					81
蛍光灯	20					
直接埋立物	埋立	一般廃棄物最終処分場（最終処分場）		1,654		

※燃やせないごみからピックアップする小型家電量は小型家電に計上している

(3) 処理施設の整備

ア ごみ処理施設

前掲(2)の処理体制で処理を行うため、表 3-2 のとおり、必要な処理施設の整備を行う。

表 3-2 整備予定の施設種類

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	99 t / 日	高浜町	H30-H32
2	高効率ごみ発電施設	高効率ごみ発電施設整備事業	480 t / 日	高浜町	H30-H32

※施設整備事業は第 3 次計画に続く

(整備理由)

事業番号 1 既存施設の老朽化

事業番号 2 既存施設の老朽化、エネルギーの高効率回収・有効利用の推進

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽への移行計画については、表 3-3 のとおりである。

表 3-3 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済基数 (平成24年度) (基)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間
3	浄化槽設置整備事業	348	2,940	7,056	H26-H32

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表 3-4 のとおり計画支援事業を行う。

表 3-4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	高効率ごみ発電施設整備事業及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業（事業番号 1, 2）に係る測量調査事業	・ 測量調査	H26, H28
32	高効率ごみ発電施設整備事業及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業（事業番号 1, 2）に係る地質調査事業	・ 地質調査	H26
33	高効率ごみ発電施設整備事業及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業（事業番号 1, 2）に係る施設整備基礎調査事業	・ 施設整備基本計画に係る基礎調査	H26
34	高効率ごみ発電施設整備事業及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業（事業番号 1, 2）に係る環境影響評価事業	・ 環境影響評価	H26-H28
35	高効率ごみ発電施設整備事業及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業（事業番号 1, 2）に係る造成計画検討事業	・ 造成計画検討	H27
36	高効率ごみ発電施設整備事業及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業（事業番号 1, 2）に係る発注支援事業	・ 発注支援	H28-H29

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成するうえで、次の施策を実施する。

ア 不法投棄対策

市民に対して正しいごみの排出方法を啓発するとともに、不法投棄の違法性を周知する方法として、不法投棄されやすい場所での警告看板の設置、巡回パトロールの実施、地域清掃の支援等を行うことにより、地域環境を清潔に保持し、まちの美観を阻害する不法投棄の防止を図る。

イ 資源物持ち去り対策

本市のごみ集積所に排出された資源物の持ち去り行為防止のため、警察と連携したごみ集積所等の早朝パトロールや古物商との協力による監視の強化、啓発・周知を実施する。

ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

本市は、「高崎市地域防災計画」（平成 24 年 11 月）を策定し、災害時のごみ処理について、「ごみ（生活ごみ、粗大ごみ）の処理」としてごみの収集・処理及びごみ処理施設の確保に関する事項を、「し尿の処理」として仮設トイレの設置及び管理やし尿の収集・処理に関する事項を定めた。災害廃棄物の処理については、がれき等の量を推計したうえで、収集及び処理に関する計画を作成する。

平成 25 年 5 月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」においては、災害対策の強化として「大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕をもった焼却施設の能力を維持し、代替性及び多重性を確保しておくことが重要である」と記されており、本市の新しいごみ処理施設についても同様の方針で整備を検討する。

なお、焼却炉の事故等による施設の稼働停止や自然災害による処理量増加によりごみ処理施設の処理能力が限界を超えるなどの緊急時においては、前橋市と相互のごみ処理施設の支援体制を確保するために「一般廃棄物の相互処理に関する協定」を平成 13 年 3 月に締結している。

また、甚大な災害の発生により、本市だけで対応できない状況においては、「群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書」に基づき、群馬県及び関係機関と連携を図り、災害廃棄物の処理体制を構築する。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、群馬県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

添 付 資 料

様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	添付-1
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	添付-3
様式 3	地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	添付-4
参考資料様式 1	施設概要（リサイクル施設系）	添付-5
参考資料様式 2	施設概要（熱回収施設系）	添付-6
参考資料様式 5	施設概要（浄化槽系）	添付-7
参考資料様式 6	計画支援概要	添付-8

（その他参考資料として以下の図を添付）

参考図①	：現状と目標のトレンドグラフ	添付-9
参考図②	：分別区分説明資料	添付-11
参考図③	：現有及び新規処理施設の概要	添付-12

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1

1 地域の概要

(1) 地域名	高崎市	(2) 地域内人口	374,655 人	(3) 地域面積	459.41 km ²
(4) 構成市町名	高崎市	(5) 地域の要件	人口 面積	沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他	
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況					

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）					目標
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成33年度
排出量	事業系 総排出量（トン）	34,218	34,826	35,238	36,208	37,446	36,580 (H24比 -2.3%)
	1事業所当たりの排出量（トン/事業所）	2.05	2.10	2.12	2.18	2.26	2.20 (H24比 -2.7%)
	家庭系 総排出量（トン）	97,014	100,056	99,305	98,574	99,257	90,563 (H24比 -8.8%)
	1人当たりの排出量（kg/人）	251.3	267.1	264.8	262.8	264.9	244.7 (H24比 -7.6%)
	合計 事業系家庭系排出量合計（トン）	131,232	134,882	134,543	134,782	136,703	127,143 (H24比 -7.0%)
再生利用量	直接資源化量（トン）	6,291	6,534	6,264	5,446	5,454	6,844 (5.4%)
	総資源化量（トン）	21,331	21,361	20,976	19,980	19,681	26,472 (20.8%)
熱回収量	熱回収量（年間の発電電力量 MWh）	130,391	141,637	139,962	114,605	95,910	発電効率20%以上
中間処理による減量化量	減量化量（中間処理前後の差 トン）	98,998	101,275	101,822	102,880	104,470	93,609 (73.6%)
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	20,830 (15.9%)	21,768 (16.1%)	21,298 (15.8%)	21,327 (15.8%)	21,710 (15.9%)	19,008 (15.0%)

※1 割合は、排出量は平成24年度に対する割合。その他は排出量に対する割合。
 ※2 熱回収量は、高浜クリーンセンターの蒸気を利用して高浜発電所全体の発電電力量（参考値）。
 ※3 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付している。（添付-9参照）

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	実施主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力または埋立容量	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	竣工予定	処理能力（単位）	
不燃・粗大ごみ処理施設（高浜クリーンセンター）	高崎市	破碎、選別、圧縮	有	55t/5h	S64.1	H34.4	既存施設の老朽化	破碎・選別・圧縮・保管等	H34.3	99t/日	
リサイクルセンター（高浜クリーンセンター）	高崎市	圧縮梱包	有	68.5t/日	H10.4						
不燃・粗大ごみ処理施設（吉井クリーンセンター）	高崎市	破碎、選別	有	6t/5h	H4.10						
可燃ごみ処理施設（高浜クリーンセンター）	高崎市	全連続式ストーカ炉	有	450t/日 (150t×3炉)	S63.8	H34.4	老朽化、エネルギー高効率回収・有効利用	型式：焼却方式（ストーカ式） 処理方式：全連続式	H34.3	480t/日	
可燃ごみ処理施設（吉井クリーンセンター）	高崎市	機械化バッチ炉	有	30t/8h (15t×2炉)	H4.10						
自己搬入による受入れ及び一時積替保管施設（新町クリーンステーション）	高崎市	積替保管	有	620m ²	H25.4						
最終処分場（エコパーク榛名）	高崎市	管理型	有	438,000m ³	H24.4						H24年度から第二期工事分供用開始
最終処分場（一般廃棄物最終処分場）	高崎市	管理型	無	940,000m ³	S50						
し尿処理施設（城南クリーンセンター）	高崎市	高負荷脱窒素処理方式	有	174kl/日	H5.4						

※計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付した。（添付-12）

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状					目標
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成33年度
総人口		347,939	374,607	374,997	375,041	374,655	370,147
公共下水道	汚水衛生処理人口	235,655	248,400	249,788	250,885	251,871	261,320
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	67.7%	66.3%	66.6%	66.9%	67.2%	70.6%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	3,780	3,789	3,762	3,721	3,679	2,078
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.6%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	31,328	34,804	35,630	35,953	36,311	45,781
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	9.0%	9.3%	9.5%	9.6%	9.7%	12.4%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	77,176	87,614	85,817	84,482	82,794	60,968

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。（添付-11参照）

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	高崎市	14,412 基	36,311 人	S63.4	2,940 基	7,056 人	H33	

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)						交付対象事業費(千円)						備考					
			単位		開始	終了	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H26	H27	H28	H29	H30		H31	H32			
○再生利用に関する事業							2,125,400					267,350	536,400	1,321,650	1,890,405					236,301	472,601	1,181,503		
マテリアルリサイクル 推進施設整備事業	1	高崎市	99	t/日	H30	H32	2,125,400					267,350	536,400	1,321,650	1,890,405					236,301	472,601	1,181,503		
○熱回収等に関する事業							10,740,200					1,351,300	2,710,800	6,678,100	9,551,520					1,193,940	2,387,880	5,969,700		
高効率ごみ発電施設整備 事業	2	高崎市	480	t/日	H30	H32	10,740,200					1,351,300	2,710,800	6,678,100	9,551,520					1,193,940	2,387,880	5,969,700		
							4,296,080					540,520	1,084,320	2,671,240	3,820,608					477,576	955,152	2,387,880	交付率1/2	
							6,444,120					810,780	1,626,480	4,006,860	5,730,912					716,364	1,432,728	3,581,820	交付率1/3	
○浄化槽に関する事業							675,710	96,530	96,530	96,530	96,530	96,530	96,530	96,530	675,710	96,530	96,530	96,530	96,530	96,530	96,530	96,530	96,530	
浄化槽設置整備事業	3	高崎市	2,940	基	H26	H32	675,710	96,530	96,530	96,530	96,530	96,530	96,530	96,530	675,710	96,530	96,530	96,530	96,530	96,530	96,530	96,530	96,530	交付率1/2
○施設整備にかかる 計画支援事業							197,124	49,432	54,200	76,692	16,800				197,124	49,432	54,200	76,692	16,800					
高効率ごみ発電施設整備事 業及びマテリアルリサイク ル推進施設整備事業(事業 番号1,2)に係る測量調査事 業	31	高崎市			H26	H28	29,492	8,000		21,492					29,492	8,000		21,492						
							11,797	3,200		8,597					11,797	3,200		8,597						交付率1/2
							17,695	4,800		12,895					17,695	4,800		12,895						交付率1/3
高効率ごみ発電施設整備事 業及びマテリアルリサイク ル推進施設整備事業(事業 番号1,2)に係る地質調査事 業	32	高崎市			H26	H26	5,600	5,600							5,600	5,600								
							2,240	2,240							2,240	2,240								交付率1/2
							3,360	3,360							3,360	3,360								交付率1/3
高効率ごみ発電施設整備事 業及びマテリアルリサイク ル推進施設整備事業(事業 番号1,2)に係る施設整備基 礎調査事業	33	高崎市			H26	H26	11,832	11,832							11,832	11,832								
							4,733	4,733							4,733	4,733								交付率1/2
							7,099	7,099							7,099	7,099								交付率1/3
高効率ごみ発電施設整備事 業及びマテリアルリサイク ル推進施設整備事業(事業 番号1,2)に係る環境影響評 価事業	34	高崎市			H26	H28	120,000	24,000	48,000	48,000					120,000	24,000	48,000	48,000						
							48,000	9,600	19,200	19,200					48,000	9,600	19,200	19,200						交付率1/2
							72,000	14,400	28,800	28,800					72,000	14,400	28,800	28,800						交付率1/3
高効率ごみ発電施設整備事 業及びマテリアルリサイク ル推進施設整備事業(事業 番号1,2)に係る造成計画検 討事業	35	高崎市			H27	H27	6,200		6,200						6,200		6,200							
							2,480		2,480						2,480		2,480							交付率1/2
							3,720		3,720						3,720		3,720							交付率1/3
高効率ごみ発電施設整備事 業及びマテリアルリサイク ル推進施設整備事業(事業 番号1)に係る発注支援事業	36	高崎市			H28	H29	24,000		7,200	16,800					24,000		7,200	16,800						
							9,600		2,880	6,720					9,600		2,880	6,720						交付率1/2
							14,400		4,320	10,080					14,400		4,320	10,080						交付率1/3
合 計							13,738,434	145,962	150,730	173,222	113,330	1,715,180	3,343,730	8,096,280	12,314,759	145,962	150,730	173,222	113,330	1,526,771	2,957,011	7,247,733		

※施設整備事業は第3次計画に続く

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	施策番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画							備考		
					開始	終了		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度			
発生抑制、再使用の推進に関わるもの	11	環境教育の推進	・環境教育教材の普及 ・ごみ処理施設の見学会	市	H26	H32		事業実施									
	12	普及啓発活動の実施	・イベント活動、ごみかわら版、環境パトロール、出前講座、ごみ処理事業団体活用、廃棄物・廃バッテリー有料回収、給食牛乳パックリサイクル、医療系一般廃棄物処理	市	H26	H32		事業実施									
	13	助成事業	・生ごみ堆肥化容器等購入費助成 ・有価物集団回収事業助成	市	H26	H32		事業実施									
	14	事業者に対するごみの減量化指導等	・事業系ごみ適正処理啓発 ・多量排出事業者への指導 ・ごみ処理施設での搬入検査	市	H26	H32		事業実施									
	15	再生使用の推進	・リサイクルパサー ・リユースセンター事業	市	H26	H32		事業実施									
	16	学校給食残さ堆肥化	・各学校での給食残さ等回収及び利用	市	H26	H32		事業実施									
	17	廃食用油の回収事業	家庭から排出される天ぷら油等の回収及びBDFでの再利用	市	H26	H32		事業実施									
	18	生活排水対策	・浄化槽設置補助制度活用による整備促進 ・合併処理浄化槽転換推進 ・住民へ広報・啓発活動	市	H26	H32		事業実施									
処理体制の構築、変更に関するもの	21	廃プラスチック等リサイクル事業	・市民に対する分別排出の周知等	市	H26	H32		市民に対する分別排出の周知等									
	22	廃家電リサイクルに関する普及啓発	・H26年度から新たな分別回収実施	市	H26	H32		分別回収実施									
処理施設の整備に関するもの	1	マテリアルリサイクル推進施設整備事業		市	H30	H32	○	設計・施工									
	2	高効率ごみ発電施設整備事業		市	H30	H32	○	設計・施工									
	3	浄化槽設置整備事業		市	H26	H32	○	事業実施									
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	高効率ごみ発電施設整備事業及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る計画支援事業	・測量調査	市	H26	H28	○	測量調査		測量調査							
	32		・地質調査	市	H26	H26	○	地質調査									
	33		・施設整備基本計画に係る基礎調査	市	H26	H26	○	基礎調査									
	34		・環境影響評価	市	H26	H28	○	環境影響評価									
	35		・造成計画検討	市	H27	H27	○		造成計画検討								
	36		・発注支援	市	H28	H29	○			発注支援							
その他	41	不法投棄対策	・警告看板設置 ・巡回パトロール ・地域清掃支援	市	H26	H32		事業実施									
	42	資源物持ち去り対策	・早朝パトロール ・古物商との協力	市	H26	H32		事業実施									
	43	災害時の廃棄物処理に関する事項	・高崎市地域防災計画策定(H24.11) ・各協定等に基づく県・関係機関との連携	市	H26	H32		事業実施									

※施設整備事業は第3次計画に続く

施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名

群馬県

(1) 事業主体名	高崎市
(2) 施設名称	マテリアルリサイクル推進施設
(3) 工期	平成30年度 ～ 平成32年度
(4) 施設規模	99t/日
(5) 処理方式	破碎、選別、圧縮、保管
(6) 地域計画内の役割	マテリアルリサイクルの推進、ごみの減量化・資源化
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	(有) 無

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8) 生成する原材料及びその利用計画	
---------------------	--

「ごみ固形燃料化施設」を整備する場合

(9) 固形燃料の利用計画	
---------------	--

「ストックヤード」を整備する場合

(10) スtock対象物	古紙類、びん、缶、ペットボトル、乾電池、ライター等
---------------	---------------------------

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	
-----------------------	--

(12) 事業計画額	合計	5,272,000 千円
	第2次計画分	2,125,400 千円
	第3次計画分	3,146,600 千円

※施設整備事業は第3次計画に続く

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 群馬県

(1) 事業主体名	高崎市
(2) 施設名称	高効率ごみ発電施設
(3) 工 期	平成30年度 ～ 平成32年度
(4) 施設規模	480t/日
(5) 形式及び処理方式	形 式：焼却方式（ストーカ式） 処理方式：全連続式
(6) 余熱の利用計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> （発電効率 20%以上）・無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> （熱回収率 未定）・無
(7) 地域計画内の役割	燃やせるごみ等の熱源利用等
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

「灰熔融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率及び発生ガス量	1. 発生ガス回収効率 Nm^3/t 2. 発生ガス量 $\text{Nm}^3/\text{日}$
(11) 回収ガスの利用計画	
(12) 事業計画額	合計 26,639,000 千円 第2次計画分 10,740,200 千円 第3次計画分 15,898,800 千円

※施設整備事業は第3次計画に続く

施 設 概 要（浄化槽系）

都道府県名

群馬県

(1) 事業主体名	高崎市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	下水道事業計画区域外、農業集落排水処理施設の供用開始区域外において、一般家庭での合併処理浄化槽の設置に際し助成を行うことにより、合併処理浄化槽の普及を図り、生活排水による河川等の水質汚濁を防止する。
(4) 事業期間	平成26年度 ～ 平成32年度
(5) 事業対象地域の要件	ア 下水道事業計画区域外の地域 （イ）水質汚濁防止法第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域 （ウ）水道水源の流域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 675,710 千円 うち 低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 675,710 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (7,056人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	1,127基 (2,705人分)	0基	374,164千円	206,850千円	206,850千円
5人槽(豪雪地帯)	742基 (1,781人分)	0基	261,184千円	171,920千円	171,920千円
5人槽 計	1,869基 (4,486人分)	0基	635,348千円	378,770千円	378,770千円
6～7人槽	721基 (1,730人分)	0基	298,494千円	184,730千円	184,730千円
6～7人槽(豪雪地帯)	245基 (588人分)	0基	108,045千円	70,770千円	70,770千円
6～7人槽 計	966基 (2,318人分)	0基	406,539千円	255,500千円	255,500千円
8～10人槽	77基 (185人分)	0基	42,196千円	29,400千円	29,400千円
8～10人槽(豪雪地帯)	28基 (67人分)	0基	16,464千円	12,040千円	12,040千円
8～10人槽 計	105基 (252人分)	0基	58,660千円	41,440千円	41,440千円
11～20人槽	0基 (0人分)	0基	円	円	円
21～30人槽	0基 (0人分)	0基	円	円	円
31～50人槽	0基 (0人分)	0基	円	円	円
51人槽以上	0基 (0人分)	0基	円	円	円
合 計	2,940基 (7,056人分)	0基	1,100,547千円	675,710千円	675,710千円

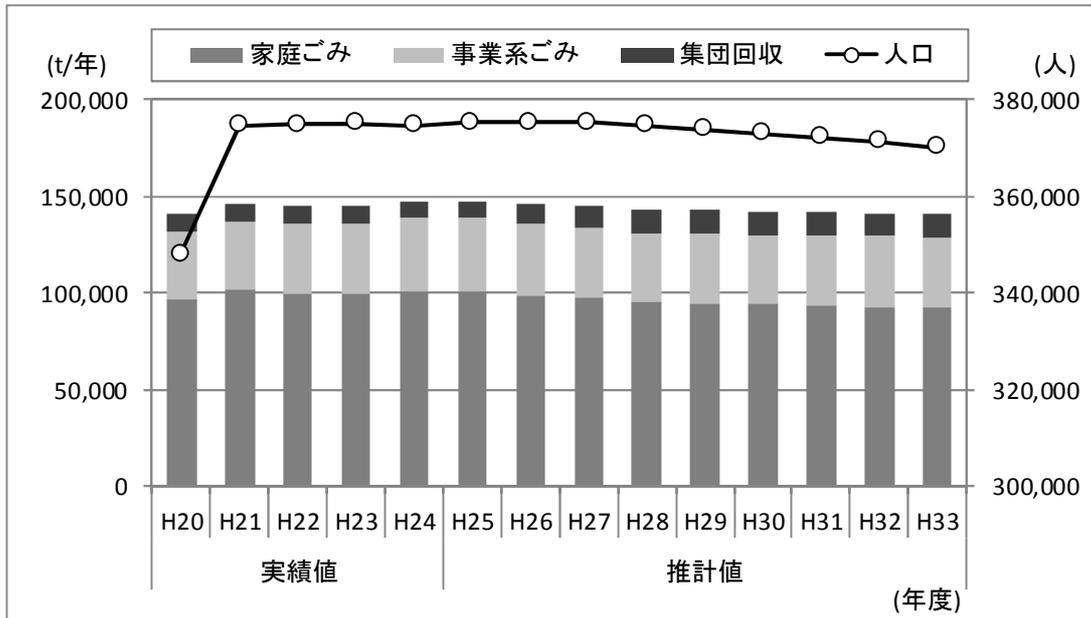
計画支援概要

都道府県名

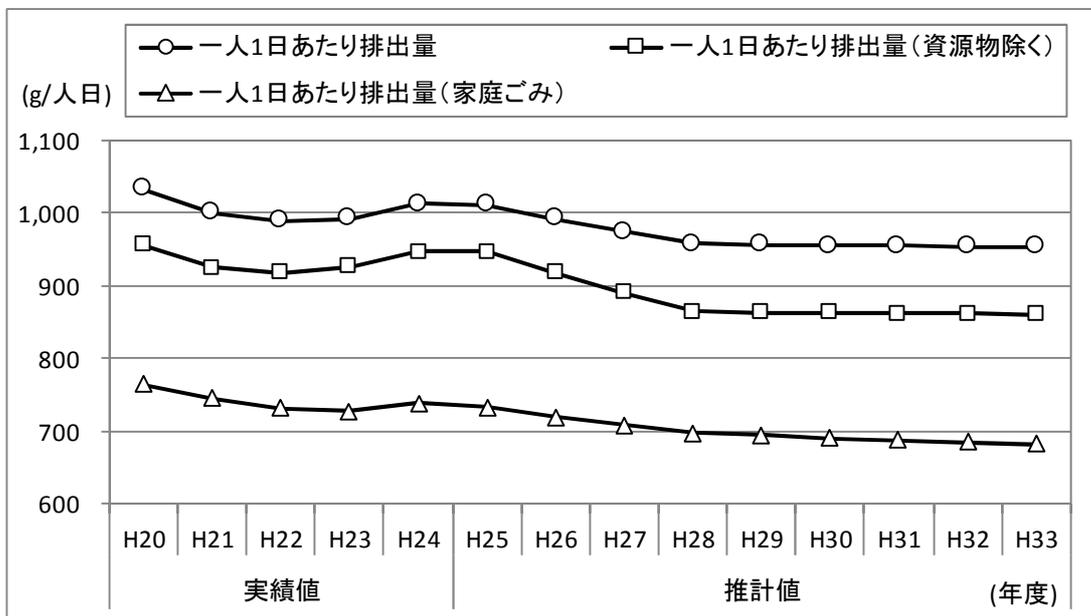
群馬県

(1) 事業主体名	高崎市						
(2) 事業目的	高効率ごみ発電施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備のため						
(3) 事業名称	高効率ごみ発電施設整備事業及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業(事業番号1,2)に係る測量調査事業	高効率ごみ発電施設整備事業及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業(事業番号1,2)に係る地質調査事業	高効率ごみ発電施設整備事業及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業(事業番号1,2)に係る施設整備基礎調査事業	高効率ごみ発電施設整備事業及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業(事業番号1,2)に係る環境影響評価事業	高効率ごみ発電施設整備事業及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業(事業番号1,2)に係る造成計画検討事業	高効率ごみ発電施設整備事業及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業(事業番号1,2)に係る発注支援事業	
(4) 事業期間	H26, H28	H26	H26	H26-H28	H27	H28-H29	
(5) 事業概要	・ 測量調査	・ 地質調査	・ 施設整備基本計画に係る基礎調査	・ 環境影響評価	・ 造成計画検討	・ 発注支援	
(6) 事業計画額	29,492 千円	5,600 千円	11,832 千円	120,000 千円	6,200 千円	24,000 千円	

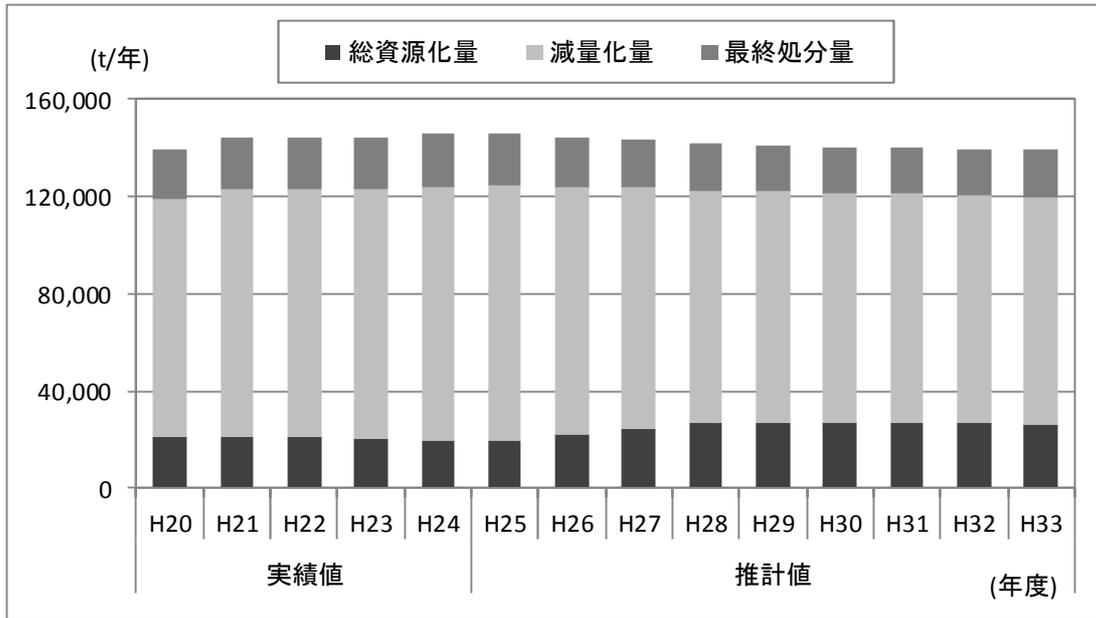
■参考図①：現状と目標のトレンドグラフ



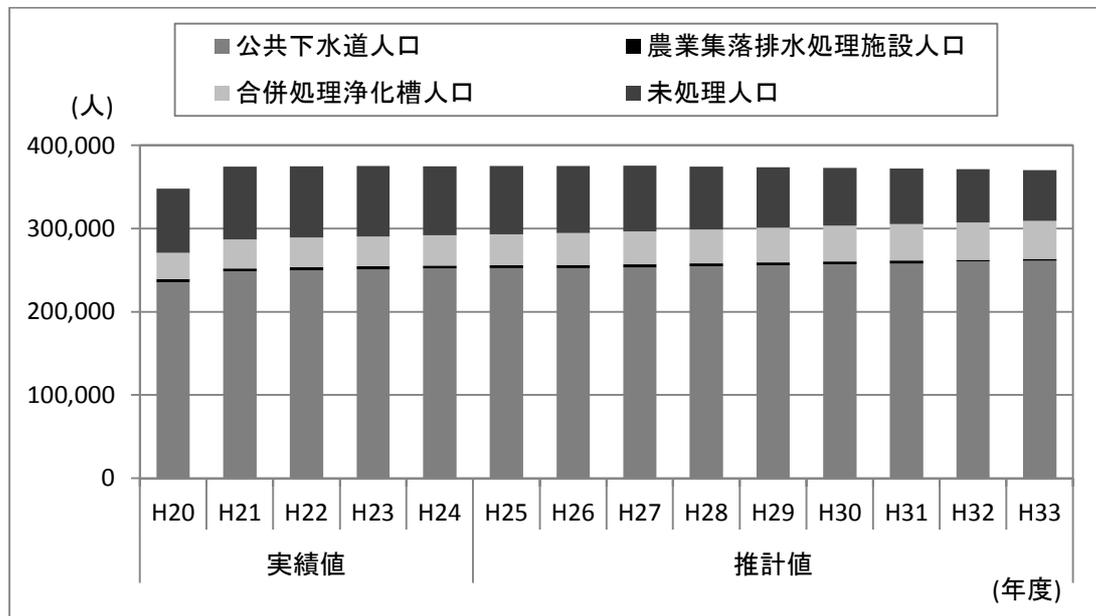
参考図 1 ごみ排出量及び人口の推移



参考図 2 一人1日あたり排出量の推移



参考図3 ごみ処理量の推移



参考図4 生活排水処理人口の推移

■ 参考図②：分別区分説明資料

分別区分表

分別区分		ごみの種類
燃やせるごみ		生ごみ、ビニール・ゴム製品、発泡スチロール、衣類・皮革製品、布団、電気カーペット、カセットテープ・ビデオテープ、軟らかいプラスチック、保冷剤・使い捨てカイロ、せん定した枝、落ち葉や草・小枝
燃やせないごみ		飲料缶を除く缶類、ガラス・瀬戸物、金属類・小型家電類、硬いプラスチック、傘、木材（丸太類・木板類）、スプレー缶・カセットボンベ
資源物	古紙	新聞紙
		ダンボール
		紙パック
		雑誌・その他の紙類
	ペットボトル	
	飲料缶	
	びん類	無色透明びん
		茶色びん
		その他びん
	白色トレイ ※新町地域のみ実施	
	乾電池・ライター	
蛍光灯		
粗大ごみ		重さ10kg以上のもの・指定袋に入らないもの

■ 参考図③：現有及び新規処理施設の概要



参考図 6 関係施設の位置図

【可燃ごみ処理施設】

施設名称	高浜クリーンセンター 可燃ごみ処理施設
所在地	高浜市高浜町248番地の1
敷地面積	35,900m ²
供用開始	昭和63年8月
処理能力	450t/日 (150t/日×3炉)
備考	自家発電タービン 1,300kw 現在、高浜発電所へ蒸気を送気

施設名称	吉井クリーンセンター 可燃ごみ処理施設
所在地	高崎市吉井町多比良4374番地
敷地面積	16,705m ²
供用開始	平成4年10月
処理能力	30t/8h (15t/8h×2炉)

【不燃・粗大ごみ処理施設】

施設名称	高浜クリーンセンター 不燃・粗大ごみ処理施設
所在地	高崎市高浜町248番地の1
敷地面積	35,900m ²
供用開始	昭和64年1月
処理能力	55t/5h (55t/5h×1基)

施設名称	吉井クリーンセンター 不燃・粗大ごみ処理施設
所在地	高崎市吉井町多比良4374番地
敷地面積	16,705m ²
供用開始	平成4年10月
処理能力	可燃性粗大ごみ切断機 1t/5h (1t/5h×1基) 破砕圧縮設備 5t/5h (5t/5h×1基)

【リサイクルセンター】

施設名称	高浜クリーンセンター リサイクルセンター
所在地	高崎市高浜町248番地の1
敷地面積	35,900m ²
供用開始	平成10年4月
処理能力	68.5t/日 空き瓶 16t/日 空き缶 14t/日 ペットボトル 1.5t/日 古紙類 37t/日

【自己搬入による受入れ及び一時積替保管施設】

施設名称	新町クリーンステーション
所在地	高崎市新町893
敷地面積	12,825m ²
供用開始	平成25年4月
処理能力	620m ²

【最終処分場】

施設名称	一般廃棄物最終処分場
所在地	多野郡吉井町大字上奥平2109番地
敷地面積	111,360m ²
埋立地面積	99,057m ²
埋立地容量	940,000m ³
浸出水処理能力	130m ³ /日
供用開始	昭和50年
埋立終了予定年月日	平成31年3月

施設名称	一般廃棄物榛名最終処分場（エコパーク榛名）
所在地	高崎市上室田町1850番地
敷地面積	124,202m ²
埋立地面積	37,500m ²
埋立地容量	438,000m ³
浸出水処理能力	80m ³ /日
供用開始	平成24年4月 ※第二期工事分の供用開始
埋立終了予定年月日	平成36年3月

【し尿処理施設】

施設名称	城南クリーンセンター
所在地	高崎市和田多中町610番地
敷地面積	10,630m ²
供用開始	平成5年4月
処理能力	174kl/日

【マテリアルリサイクル推進施設】

施設名称	マテリアルリサイクル推進施設
所在地	高崎市高浜町
敷地面積	26,200m ²
処理能力	99t/日

【高効率ごみ発電施設】

施設名称	高効率ごみ発電施設
所在地	高崎市高浜町
敷地面積	26,200m ²
処理能力	480t/日